

第三者評価結果入力シート (児童養護施設)

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

株式会社 地域計画連合

②施設名等

名称:	エンジェルホーム
施設長氏名:	堀江 豊子
定員:	65名
所在地(都道府県):	埼玉県

③理念・基本方針

<p>【経営理念】</p> <ol style="list-style-type: none"> 子どもたちが“ここで暮らして良かった”と思える施設づくり 職員が“ここで働いて良かった”と思える施設づくり 地域の親子に寄り添う施設づくり <p>【養育理念】 子どもたちが安心して、のびのび、学ぶ、力を育む</p> <p>【キャッチフレーズ】</p> <p>子どもらが集う・憩う・学ぶところよ子供の町 (子供の町の歌よりアレンジ)</p>

④施設の特徴的な取組

<p>入所の際に保護者及び子どもに対して、気がかりことはないか、どのようなことでも寮舎の職員に聞いてほしいと伝えている。また、寮舎の職員にいいにくいことは、施設長・苦情受付担当者・第三委員(弁護士)に相談できるように文書で渡しています。</p> <p>苦情受付ポストを子どもたちも利用する事務所玄関(旧)に設置している。苦情受付ポストの名前を子供達に応募形式で決める。施設別ポスト名が決定する。 (エンジェルホーム=スマイル・子供の町=どんぐり)</p>

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間(ア) 契約日(開始日)	2021/10/1
評価実施期間(イ) 評価結果確定日	2022/3/31
前回の受審時期(評価結果確定年度)	平成29年度

⑥総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>○職員の階層ごとに示した、求める職員像や学ぶべきことを踏まえて、職員一人一人が上司とともに目標や評価を考える仕組みがある</p> <p>職員に期待する役割や行動の明確化、コミュニケーションの活性化、リーダー的職員のマネジメント能力の向上、適正な人事配置などを目指して評価制度を定めている。期待する職員像を示した等級別・職種別の人事評価シートに基づき、期初、中間、期末に目標設定や評価を行うことを基本としている。各職員のやるべきことや、やりたいことの再認識や自己評価の機会となる他、目標設定や評価は上司との話し合いをもとに取り組むため、上司とのコミュニケーションや、リーダー的職員のマネジメント能力の向上の機会にもなっている。評価結果は昇給、賞与、等級の昇降格、役職任命罷免などに反映するしくみとなっている。施設職員としての資質向上へ向けた職員研修を企画・運営する研修委員会が、法人の経営理念、養育理念、キャッチフレーズを踏まえた階層ごとの主な研修課題を明確にしている。階層別、テーマ・スキル別の施設内研修、派遣研修の体系図があり、各職員が階層などを踏まえて受講すべき研修を体系的に把握する一助としている。施設内研修は、これらを踏まえた年間計画があり、職員は自身に適した研修へ参加し資質向上に努めている。</p> <p>○子どもたちの安心と安全の確保を第一に、病気や感染症・災害時への備えに配慮し、職員間で共有して取り組んでいる</p> <p>子どもたちの安心と安全を確保し、病気や感染症・災害への対応配慮してマニュアルを作成して職員間で共有し実践に向けて取り組んでいる。コロナ禍においては消毒・手洗いなどの感染予防を徹底し、感染が発生または疑われる場合には対象寮を外出禁止・寮閉鎖とし、他の寮への感染拡大防止に努めている。施設内にはクリニックが設置され、医師・看護師を配置し子どもの健康管理・治療などにあたり、定期的な検診が行われている。専門の嘱託医が勤務し、在籍児童を対象に診察や指導などを行っている他、職員も受診もできる体制となっており、子どもたちは身近で診療を受けられ、職員にとっては医師との密な連携を図ることができる。また発災時への対応としては毎月の避難訓練の実施、夜間の避難訓練を行うなど、時間や場所などへの考慮を含めて子どもたちの命を守ることを第一に、職員間での注意喚起・対処方法の具体的な取り組みなどを共有している。非常食の使用方法的確認や炊き出しの実践、備蓄品の賞味期限の確認などを行い、緊急時への対応を全職員で心がけている。またヒヤリハット情報を分析し職員間で共有して、子どもたちの安全確保に活かしている。</p> <p>○地域との連携関係を活かし、養育・教育を担う役割も大きく、地域に根差した活動が展開されている</p> <p>施設は5つの地域自治会との交流を持ち、清掃活動などの地域活動にも参加しており地域との連携を活かした取り組みが進められている。地域に向けて講堂や会議室などを貸し出したり、備品の貸与なども行い、高齢者団体が体操の会場として使うなど、地域の貢献にも対応している。災害時の緊急避難場所としての指定も受け、緊急時の備蓄品の保管もされている。また地域との交流では、お祭りのイベントにダンスクラブの子どもと職員が参加するなどして、地域居住者との交流も盛んに行っている。コロナ禍のため活動自体は自粛となっているが、収束後には継続して取り組んでいきたいと考えている。また小中学校との連携を活かした子育て・教育に関する支援にもあつたっており、養育・教育を担い果たす役割が占める割合は高く、地域に根差した施設と位置付けられている。</p>
--

◇改善を求められる点

○子どもの生活集団の寮ごとに個性を大事に標準化・活性化を図り養育支援を行っており、マニュアル等の手引を整備して支援計画を意識した実践の徹底も期待したい
 子どもの生活集団である寮ごとの個性を尊重しながら標準化と活性化をはかり、寮に関わらず子どもの自立を支援できる取り組みが求められる子どもが生活する各寮それぞれに、養育・支援に関する裁量が大きく任されている。その中で、寮を担当する職員の構成によって考え方が異なり、子どもへの養育・支援の内容に寮間で差異が生じている様子がうかがえる。自立支援計画を作成する際の根拠となるアセスメントの手順や要点、生活ルールづくりの意義や手順、ヒヤリハットや子どもからの意見に基づいた子どもへの不適切な関わりの具体例等、すべての寮が最低限踏まえるべき養育・支援に関する様々な場面に応じたマニュアル等の手引を整備するなど、施設の専門性に基づいた標準化への取り組みが求められる。また、現行の自立支援計画票は策定段階の情報のみが記載されており、その後の見直しや総括内容も一目できるようにしたり、日々の記録を行う際に支援計画で掲げた目標と紐づける事ができるようにするなど、支援計画を意識した実践の徹底も期待される。さらに、寮ごとに子どもと職員が行っている会議に主任や施設長等が参加するなど、寮運営の活性化に向けた取り組みも期待したい。
 ○全ての退所者の新たな生活での定着を見守る事のできる計画的なアフターケアへの取り組みが期待される
 現状において退所者には必要に応じて連絡を行い、相談の申し出があれば対応していると事業計画等に記載している。しかしながら、施設が把握しない中で生活や人間関係に困っている退所者の存在も推測される。今後においては、計画的な退所後の支援内容（状況確認の頻度や具体的な確認内容、就業先等の協力体制）をアフターケア計画として策定を行い進捗を定期的に確認するなど、社会的養護施設の責任として退所した子どもが新たな生活に定着するまでを見届ける事が求められる。

○事業計画への職員の理解を深める取り組みの一層の充実により、目指す方向性が全職員に共有されたうえで運営されることを期待したい

法人としての中長期的な目標を踏まえた、単年度の本部事業計画と各施設の事業計画を定めている。本部事業計画書には、法人の将来ビジョンづくり、集団感染対策の徹底・強化、職員の目標管理・評価制度の完全実施、人材の確保と育成など、法人が現在抱える課題を踏まえた基本的な方針を示し、本施設の事業計画書には、法人の方針を踏まえた具体的な事業内容と、主たる事業の目標値などを示している。本施設では、これらの計画を施設運営の最上位計画として運営をしている。事業計画は、各委員会の業務分掌者によるまとめと次年度計画を踏まえたものを4月の全体職員会議で説明し、年度末には事業報告書として成果や評価を明文化しているが、職員調査によると、事業計画や実施状況の評価に対する理解という点については、まだ課題があると読み取れる。今後は、事業計画に関する職員の理解を深める取り組みの一層の充実が図られ、法人及び施設が目指す方向性について、全職員により共有されたうえで運営されることを期待したい。

○職員の子どもの権利に対する学びを活かし、子どもの意見の聞き取りや子どもが主体的に考える機会を作ることを期待したい

職員は子ども理解や支援の視点から、暴力防止のプログラムやセカンドステップの学びをする機会がある。また、子どもの権利について職員間で共有する機会ももっている。日常の子どもたちへの指導では、例えばグラウンドのルールを決める時に子どもたちの意見を聞く前に、職員で範囲を決めて助言をしたりすることが、利用者調査に見られる、意見を言いたいけど怒られるから言えない、子どもにも人権があるんだから配慮して欲しいなど状況を生んでいると思われる。社会に出ているような意見を聞いたり、時には違う意見とぶつかるなどの経験をする意味でも、子ども会議を定例化するなどの工夫をして、子どもたちが自分たちの生活を主体的に考える場をつくらせたり、遊びや行事を企画するなどの機会をつくるなど、職員が子どもの意見を聴くことの大切さや子どもの権利についての学びを活かすことを通して、職員調査にある子どもの主体性が尊重され難い場を少なくするための検討を期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

1. コロナ禍の影響について

○新型コロナウイルスの感染予防を講じながら受審となった今年度の第三者評価であった。訪問調査がオンラインであったため、資料の確認や現場確認が十分に出来なかったことが残念であった。また、コロナ禍の状況が3年経過する中、児童の支援においても様々な影響を及ぼしており、今回の評価についてもその影響があるのではと考えられたが、評価についてはコロナ禍の状況を鑑みて評価していただいた。

2. 評価機関について

○評価機関については、前回と同様の機関であったことで、スムーズな進行ができ、前回との違いを明らかに提示していただいた。前回、客観的な評価をいただけたが、今回も、評価の基準に照らし客観的な視点で評価をしていただいた。

3. 総評「特に評価の高い点」について

○令和3年度から本格導入した、人事評価制度についてと研修体系について評価していただいた。これらは、まだ導入間もない制度と体系であり、職員のさらなる理解と適切な運用に向けて定着を図っていきたくと考えている。

○2番目に子どもたちの安全と安心な生活のための取り組みとして、クリニックの設置や緊急時の対応、ヒヤリハットの共有などを評価いただいた。子どもの命を預かっているという施設の使命にとって、健康管理や危機対応など様々なリスクへの対応を今後も継続していきたい。

○3番目に地域との連携について評価いただいたが、現在の活動だけに留めず、地域の社会福祉法人として今後も地域との連携や地域への貢献を果たしていきたいと考えている。

4. 総評「改善を求められる点」について

○自立支援計画の策定については、現在改善のため検討中であり、策定した計画の進行管理も含め改善に取り組んでいきたい。支援の標準化については、運営会議等で情報交換を行なっているが、必要なマニュアル等については順次整備していきたい。

○2番目のアフターケアについては、令和4年度から自立支援担当職員を配置したことで、計画的なケアが可能になっていくものと思われるが、担当者だけでなく施設全体でアフターケアの充実に向けて取り組んでいきたいと考えている。

○3番目の事業計画の職員の理解について、年度開始の全体会議で周知しているが、理解を深めることが不十分であるということであり、一人ひとりの職員が事業の主体者であるという自覚と認識を図れるよう、事業計画を共有していきたい。

○4番目の子どもの意見を聴くことに関して、より意識して意見を聴く機会を設定するとともに、子ども会議などの活用を施設運営にも反映させていく取り組みを考えていきたい。

5. 「C」評価項目について

○評価基準として「B」評価は、概ねできている、「A」評価は他者の模範となるような取り組みをされている、というような説明があった。今回は一つの項目で「C」評価があり、「子どもの権利擁護に関する取り組みが徹底されている」の項目であった。この項目は「A」か「C」のどちらかしか付けられないとのことであったが、児童から職員の不適切な関わりと言及があったことは真摯に受け止めて改善に努めていかなければならないと感じている。施設に措置されてきた子どもたちが安心して安全に生活していくうえで、その権利をしっかりと護り子どもの成長を支えていくことが私たちに求められていることを職員に徹底していきたい。

⑧第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【コメント】 法人として、基本理念、施設運営の基本方針、養育の基本方針を明示している。養育の基本方針は、職員が1年以上をかけてグループ討議を重ねて定めるなど、現場の実感や当事者としての意識を踏まえたものになっている。経営理念、養育理念はパンフレットや施設概要、基本理念、施設運営の基本方針、養育の基本方針はホームページなどに掲載している。入所時に立ち会う保護者へ理念などを説明しているが、すべての保護者への周知という点では課題が残ると考えている。今年度、働きやすい職場づくりの一環として、わくわくプロジェクトが中心となり、全職員が仕事を選んだ理由などを出し合いながら credo を作成した。作成にあたってはイラストを子どもが描き、非常勤を含む全職員が名札に付け、いつでも確認できるようにしている。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
【コメント】 社会的養育や子ども・子育て、社会福祉事業に関する国、県の動向は、全国社会福祉協議会、全国養護施設協議会、県社会福祉協議会、県児童施設福祉協議会、県所管課、各種研修や専門誌などから把握している。把握した情報は必要に応じて職員へ周知するとともに、必要な対応を検討している。市、地域の動向やニーズは、市所管課、市社会福祉協議会、要保護児童対策協議会、本施設の地域開放スペースや里親サロンである野いちごカフェへの参加者などから把握し、必要に応じて記録するとともに、内容によって具体的な検討課題の設定などへつなげている。国が示している施設の小規模化、地域分散化の方針を捉えて、法人としては将来的には本施設を廃止し、一法人一施設の規模へ縮小していく方針を決定している。一方で、対象児童が増加傾向にある県内の動向を踏まえた県の施策も見据える必要があるため、国、県の動向を踏まえながら、段階的な減員や、地域の動向やニーズを踏まえた小規模グループケア事業の展開などに取り組んでいる。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
【コメント】 法人として小規模化に取り組んでいくにあたって、小規模グループケア事業を担える職員、本部施設とは離れた場所にある施設を任せられる力量のある職員の確保が課題となっている。このことを踏まえて、法人の強みや魅力を的確に発信していくことに力点を置いた、療育を専門職とするに相応しい適性の高い人材確保に努めるとともに、既存の職員、新規採用の職員ともに、支援技術の向上を図っていくことを、単年度事業計画に位置づけている。法人として決定した方針に伴う施設定員の削減に伴い、施設内に設置しているクリニックの経営悪化が課題となっているが、子どもたちへの適切な医療的ケアの質的確保・強化という法人最大の強みを継続していくことが、共通認識化されている。法人として、将来的な本施設の廃止を決定しており、今年度の定員削減の基本方針を単年度事業計画に盛り込み、小規模化を目指しているところである。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
【コメント】 国が、「新しい社会的養育ビジョン」に基づき進めている施設の小規模化、地域分散化の方針を捉えて、法人として、将来的には、本施設を廃止し、一法人一施設の規模へ縮小していく方針を決定して中長期的な目標に掲げている。目標を踏まえて、経営的な課題も視野に入れた定員の減員の検討や、小規模グループケア事業の実施、地域小規模施設の開設へ向けた検討などを行っている。昨年度はワーキンググループを立ち上げ、法人としての「将来ビジョン」づくりの検討を始めたが、策定には至らなかったため、取り組みを継続し、理事会へ提案していくことを、今年度の本部事業計画に位置づけている。	

②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
【コメント】 単年度の事業計画書、収支予算書を策定している。事業計画書は、本部事業計画書と各施設の事業計画書で構成している。本部事業計画書には、法人の将来ビジョンづくり、子どもが相談しやすい関係づくりの場づくり、職員の健康管理、集団感染対策の徹底・強化、職員育成のための目標管理・評価制度の完全実施、療育を専門職とするに相応しい適性の高い人材の確保と育成、地域における公益的な取り組みの推進の項目を立てている。本施設の事業計画書は、運営基本方針と、具体的な事業内容に相当する、事業の重点項目と事業実施計画、入所児童の概況、職員の配置で構成し、事業実施計画には、主たる事業の目標値として年間利用率を示している。法人として、国の方針を受けて本施設の将来的な廃止を決定していることを踏まえた、今年度の定員削減の基本方針を記載している。		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
【コメント】 業務や取り組みの中心となる各種委員会を設け、各職員が分掌している。単年度事業計画は、各委員会の業務分掌者によるまとめと次年度計画をもとにとりまとめている。事業計画は、4月の全体職員会議で職員へ説明するが、管理職だけで行うものではなく、全職員で行うために共有するものであることを強調するなど、配慮している。関係資料などは全職員へ配付する他、事務室に保管していつでも確認できるようになっている。年度末に法人としてまとめる事業報告書に、本部事業報告、各施設の事業報告を収録し、職員間で周知、共有している。事業報告には事業計画書に示した項目を踏まえた達成状況などの評価を記載している。		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
【コメント】 子どものニーズは、生活の中で意見を述べやすい環境づくりに努め、日々の会話の中で把握する他、寮ごとの子ども会、施設長面談や自立支援計画作成にあたって本人の意向を聞く機会、意見箱などで、ていねいに把握している。子どもの意見を反映させた最近の事例に、公用車の購入にあたって、車種や色を子どもの意見を聴いて選定したことなどがある。事業計画は、子どもたちのニーズも踏まえて策定している。事業計画に関する子どもや保護者への説明は行っておらず、特に保護者への周知は今後の課題であると、施設では考えている。		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
【コメント】 組織としての養育・支援の質の向上へ向けて、研修委員会、性教育委員会、衣類委員会・給食委員会、衛生委員会などを設け、各委員会の分掌業務と分掌者を分掌業務一覧表に示している。各委員会の取り組みは年間計画に基づき計画的に行っている。委員会活動の定着によって、組織全体で課題に取り組めるようになってきたが、活動が職員の負担になりすぎないように、今後は委員会の精査や統合が課題になると考えている。CAPやセカンドステップなど、暴力防止に関わるプログラムを毎年、定期的実施している。毎月1回、児童精神科医師との学習会を行い、職員間での知識、技能、対応などの向上を図っている。定期的に行う第三者評価、自己評価の結果を管理職会議などで分析し、理事会や職員会議で検討し改善へ向けた課題を抽出するなど活用している。		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
【コメント】 研修委員会、性教育委員会、衣類委員会・給食委員会、衛生委員会などが年間計画に基づき行った取り組みについて、年度末に振り返りを行い、確認、反省の結果を事業報告としてまとめるとともに、次年度の計画へ反映させている。各委員会の新年度の年間計画案は5月の全体会議で協議し、組織の取り組みとして確認している。第三者評価や自己評価の結果を職員会議で共有し、その後の改善課題の検討・協議資料として活用するとともに、法人及び施設の年間事業計画、各委員会による年間計画などへ反映させている。		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
【コメント】 施設長、副施設長、リーダー層の役割や責任を、年度ごとに策定する事業計画書、施設概要に掲載した組織図などに明示している。事業計画書は、担当する業務分担者のまとめと次年度計画をもとに作成するとともに、年度当初の職員会議で説明し、年度の方向性を確認しながら職員間の相互理解を深めている。施設長は、新しい職員が入り、困難を抱えた子どもも多いことから、チームとして情報共有をしながら支援を考えてほしいということ、強調して職員へ伝えている。施設運営に関する管理規定を整え、緊急時における施設長不在の際の対応、権限委任者の優先順などを定めている。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
【コメント】 全国社会福祉協議会・全国養護施設協議会・県社会福祉協議会・県児童施設福祉協議会など、関係機関の研修会に積極的に参加し、関係法令や施策の改定などの情報を適宜把握して施設運営に反映させている。労務関係の法令が改変された際には、直ちに法人の規程へ反映できるように努めている。労務管理は、経営コンサルティング・人事労務会社の助言を受けながら行っている。子どもの権利擁護の観点から職員が遵守すべき倫理や規範としては、倫理綱領や服務マナーの書面などを示すとともに、研修委員会が中心となり、研修や事例検討、グループ討議などを重ねながら、各職員への周知と意識向上を図っている。		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
【コメント】 職員会議や運営会議で施設長の所見を伝える時間を設けている。4月の職員会議では、法令を遵守し、安心・安全な施設づくり、健全な育成を行ってほしいことなどを伝えている。施設長は、各種委員会やケースカンファレンスなどに随時参加し、職員への指導・助言を行っている。単年度事業計画に基づき、権利擁護に関する研修、CAP研修、人権チェックリストなどの具体的な取り組みを実施している。事業計画には各取り組みの目標値を明示している。施設長自身も自主的研修会、研修委員会に参画し学びを進め、養護活動への指導・助言に活かしている。三年に一度の第三者評価受審、利用者調査と職員調査の結果から改善課題の検討・協議資料として活用している。		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
【コメント】 主に経営層が財務状況の分析や労務課題への対応などに取り組み、施設長を中心とした組織体制を構築している。労務管理は、経営コンサルティング・人事労務会社の助言を受けながら行っている。法人として取り組んでいる小規模化が経営面に与える影響や見直しなどについて、全体職員会議で事業計画を説明する際などに、職員へ説明し周知を図っている。業務のデジタル化について、コロナ禍を踏まえてオンラインでの対応が増えたことや昨年度からITインフラ委員会を設置したことなども踏まえて、業務の効率化の面でも有効に活用していく考えを示している。昨年度から、新任職員、若手職員への相談・支援や新たに主任になった職員への助言などを担う基幹的職員を配置している。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
【コメント】 法人の事業計画の柱の一つに、未来を担う人材として、養育を専門職とするに相応しい適性の高い人材の確保と養成を目指すことを位置づけ、計画的な人材確保を進めている。昨年度は、コロナ禍のもとで様々な就職フェアが中止となり、計画に基づく採用活動の困難が予想されたが、指導員・保育士、栄養士を採用することができた。採用した指導員・保育士の半数が法人の施設での実習やボランティアの経験者であることは、強みであると考えている。採用した職員の定着へ向け、職員同士の交流を通して関係性を築く一助として、ワールドカフェ形式による意見交換を計画するなどしていたが、コロナ禍の影響で実施することができず、課題が残ったものの、今後も法人の強みや魅力を的確に発信していくことに力点を置きたいと考えている。		

②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
---	---------------------	---

【コメント】

職員の評価は、法人全体への貢献度を評価する「目標評価」、日常業務を行う中で発揮できた能力を評価する「発揮能力評価」、組織人としての心構えや態度を評価する「執務態度評価」からなり、人事評価シートにより行うことを人事制度マニュアルに示し、職員会議などで周知を図っている。「目標評価」は本人が立てた目標に基づき評価を行い、「発揮能力評価」は等級別・職種別、「執務態度評価」は共通の評価項目を設定している。評価時期は期初、中間、期末に上司とともにやり、評価委員会による最終決定を昇給、賞与、等級の昇降格、役職任命罷免などに反映する流れとなっている。昨年度は下半期から試行開始期間として個人目標の設定を行ったが、今年度からは、「職能給と職務給（役割給）を併用した給与制度（給料表）」と連動させた目標管理・評価制度を本格実施している。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
---	---------------------------------------	---

【コメント】

職員の就労状況はシフト表などの記録で把握し、年休取得状況などは出勤簿に付与日数・消化日数を明記していつでも確認ができるように工夫している。休暇の取得に関してはできるだけ希望に応じて対応できるように努め、寮毎にシフトを調整し対応している。施設内のクリニックを利用して健康診断なども受けられ、クリニックの医師・看護師を中心に健康面での配慮がなされている。毎年ストレスチェックを行い、産業医からの助言・指導なども受けられる体制が整っており、仕事から離れた関わりも大切と考え、少人数での談話室の開催やプライベートでの交流も実施している。職員の個別面談をフィードバックも含めて年4回行い、今後は新人へのサポートにも力を入れたいとの考えもあり、職員の定着化に向けた人員の確保などに努めていく方向性に期待が持てる。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
---	----------------------------	---

【コメント】

評価制度を導入しており職員個人個人の目標が設置され、面談を通じて進捗を確認しフィードバックにつなげている。養育理念を確認し職員間での共有を促して、子どもの権利擁護、子どもを中心とする安心で安全な施設運営を進めている。人材の育成に向けて個別の研修計画を職員が作成し、個人目標を設定、外部研修などにも参加して支援に関する資質向上に活かし、養育支援の実践を進めている。研修などの機会に習得した知識や技能などを具体的にどのように養育支援につなげていくかを自ら考え、実践に活かしていくことが重要であるとの考えのもと、研修報告書の書式を工夫している。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
---	--	---

【コメント】

新任職員への研修は施設長・研修委員が計画を担当し、運営理念や養育の基本的な考え方などを説明・周知して施設の目指す養育支援の方向性の共通認識につなげている。新任職員向けに具体的な支援活動の実践に活かせる内容も取り入れて人材の能力向上に努めており、児童精神科医による学習会も計画されている。日常の養育支援の中で困ったことなど自由に発言し、同期職員間で共有、緊張感の中にもリラックスでき息抜きにつなげるなどの場も提供している。施設では児童精神科医とも相談しながら、助言を受けてながらの職員研修に力を入れている。研修や人材の育成に関しては研修員委員会が中心となり計画・進行の管理・評価などを担っている。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
---	-------------------------------	---

【コメント】

施設独自の自己啓発援助制度（SDS）が設定され、年間の予算を確保して研修会への参加や学習会の企画などに活用されている。職員の育成は日常の養育支援活動を通じたOJTを基本とした取り組みを活かして進められている。ストレスを抱えてしまうケースもあることから、心理職からのスーパーバイズを活かした取り組みや同期職員間での話ができる息抜きの機会も提供されている。個別研修計画に基づき、目標に沿って外部研修などに参加して、得られた知識や技能などを養育支援に活かしており、施設長との個人面談を通じて振り返りと見直しが行われている。非常勤職員も希望によって研修への参加が検討され、階層別に指名あるいは希望による研修プログラムが実施されており、さらなる人材の育成・資質の向上などに役立てていこうとしている。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
---	---	---

【コメント】

実習生の受け入れに関する基本的な考え方をホームページや施設概要などに明記し、次の養育支援を担う新たな人材の育成に取り組んでいる。受け入れの際には施設概要の説明や見学、実習生としての心構えなどを丁寧に伝え、実習校の担当者と情報交換を行い、児童養護への理解促進・人材育成に努めている。基本、子どもたちとの養育活動を通して理解を深めてもらい交流の機会とするなど、養護施設の子どもの特性などの共有につなげるようにしている。実習後は評価表を取りまとめ、実習校に提出している。また実習をきっかけとして就職につながるケースもあり、実習後にはボランティアなどとして養育支援対応に受け入れたり、学業に関するサポートなどにも協力するなどしている。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者
評価結果

①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
---	-------------------------------	---

【コメント】

施設での取り組みや子どもたちの活動などを丁寧に伝え、理解の促進と協力などの連携につながるよう窓口として、ホームページはできるだけ最新の情報に更新するように努めている。またボランティアや施設見学などへのアプローチはホームページを通じてできるようになっており、法人の養育理念や取り組みなどに関する理解につながるよう丁寧な説明と対応を心がけている。周辺地域に向け広報誌などの配付を行っているが、提供する情報の内容に関する検討などの課題も捉えている。福祉サービス第三者評価を定期的に受審しており、受審結果は県や全国社会福祉協議会のホームページで公開されている。施設では安定した運営や養育支援活動の質的向上、人材の育成・定着の促進などに取り組んでいる。

②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
---	-------------------------------------	---

【コメント】

施設経営に関して専門家からの確認や助言・指導などを受ける契約をコンサルティング会社や人事労務関係会社と結び、施設の適正な運営に活かしている。人事労務会社からの助言を活かした給与制度の改善などの見直し、職員の待遇改善に取り組んでいる。また県の監査を実地と書面で交互に受けるなど、運営の適正化と養育支援活動の安定化などにも努めている。わくわくプロジェクトチームで「クレドづくり」を行い、職員個々が所持し読み合わせなどを通じて養育理念や考え方の共通理解を高め、安定かつ適正な施設の維持・運営につなげている。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者
評価結果

①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
---	-------------------------------	---

【コメント】

地域の親子に寄り添う施設づくりを経営理念に掲げ、地域に根差した施設運営を図っている。地域との連携としては、備品の貸し出しや会議室の貸し出しなどを行い協力しており、学生や地域居住者を中心に学習・遊び・クラブ活動の指導を受け入れ子どもたちに取り組みにつなげている。ダンスクラブは地域のイベントに参加し、活動の発表の場ともなっていた。コロナ禍により活動自体は自粛を余儀なくされているが、収束後には継続して子どもたちの楽しい生活に活かしていきたいと考えている。また小中学校のPTA活動への参加、サッカークラブの交流、祭りへの協力なども行っている。学校の友だちなどが施設へ遊びに来やすい環境づくりに関しては課題となっているが、施設中央の広場やバスケット・ミニサッカーのコートは子どもたち同士の遊び場ともなり交流に活かされている。

②	24 ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
---	--	---

【コメント】

ボランティアの受け入れに関する基本姿勢はホームページや「施設概要」などで明記され、活動を通じた施設の子どもたちへの理解の促進、子どもたちにとって交流の機会としている。受け入れの際には、担当者が説明と面接・施設見学を行い、養育活動への考え方や個人情報保護への対応などを伝え理解してもらっている。学習指導、遊びや創作活動、地域の方による生け花指導、茶道・ダンス・臨床美術・音楽療法、お話ボランティア、幼児の遊びや介助などを実施していたが、コロナ禍のため活動自体を自粛・抑制せざるを得ない状況となっている。

(2) 関係機関との連携が確保されている。

①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
---	---	---

【コメント】

地域の学校との関係では、通学区の小中学校との連携に努め、新任教師を招いての施設見学や施設概要の説明などを行い、施設の生活について理解を深めてもらう機会としていた。コロナ禍で自粛となっているが、子どもたちと夕食を食べてもらったりしていた。定期的に小中学校と連絡会を実施し、子どもの情報交換を行い、一人ひとりを多面的に捉える一助とし連携の強化につなげている。市や児童相談所、乳児院、自立援助ホーム、在園児のアルバイト先として紹介している高齢者施設などとも連携を図っている。家庭支援専門相談員が配置され、新たな社会資源の開拓や連携の強化に努めている。企業とも連携し将来の職業選択の参考になるよう、子どもたちのニーズに応えていけるよう情報の発信につなげようとしている。また市の社会福祉法人連絡会が立ち上がり、共同作業に向けた取り組みが始まっている。教育機関・医療関連施設、行政などとの連携関係を活かして、適切な養育支援活動の提供・実践を進めている。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
---	--------------------------------	---

【コメント】

施設の立地場所は5つの地域自治会との交流もあり、清掃活動などに参加するなどの連携関係がある。施設では講堂や会議室などを自治会など地域の団体に対して無償で貸し出し、備品の貸与も行っており、高齢者の団体の体操の会場として定期的に貸し出し提供されている。また災害発生時や発生の恐れがある場合に備えた市の緊急避難場所としての指定も受けている。地域の祭りなどのイベントにはダンスクラブの子どもと職員が参加し、習ったダンスを披露してお祭りを盛り上げている。里親会と連携して学習会を実施し、児童精神科医を講師として招き、子どもへの理解と対応などの取り組みにつなげている。

②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
---	------------------------------------	---

【コメント】

第二種社会福祉事業に位置付けられた生計困難者に対する相談支援事業を行っており、「生計困難者に対する相談支援事業計画」に基づき関係機関と連携して地域の中で援護を必要とする人への相談活動を担い、心理的不安を軽減、必要な制度・サービスの情報を紹介している。担当の職員は相談援助技術の向上を目的として、各種の研修会などに参加し対応内容の向上に努めている。また民生委員・主任児童委員などによる施設視察を広く受け入れ、広域における地域福祉活動の促進を図っている。これらの取り組みを通して地域の福祉ニーズを把握し、今後の施設の取り組みに反映させており、彩の国安心セーフティネットの向上につながっている。県内の児童相談所が取り扱う児童の一時保護委託も受け入れており、地域行政のショートステイ事業への参画も検討されている。

III 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

第三者
評価結果

①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
---	---	---

【コメント】

児童憲章・子どもの権利条約を尊重することを共有し、子どもたち一人一人の安心と安全な生活環境を保障して、健全な成長・発達が図れるよう援助することを目的としている。法人の職員倫理綱領を定め、クレドを取りまとめ共通認識を促している。また児童福祉法の基本理念に基づく4つの基本方針を施設概要に児童処遇の基本方針として明示しており、採用面接時や職員会議などの場で確認している。子どもの人権擁護のチェックリストを用い年4回確認を行い、記入したものは施設長に提出、結果は取りまとめを行い職員会議などで報告されている。体罰及び不適切な関わり防止に関する規定を定め、職員に周知し遵守に努めている。暴力防止プログラム(CAP)を毎年度実施しており、子どもと職員が共に安心・安全・自由を享有できる権利があることを理解し、生活の中で実践できるように研修を行っている。

②	29	子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
---	----	--------------------------------	---

【コメント】

子どもに対する不適切な関わりを防ぎ、プライバシーへの配慮・保護を徹底するため、子どもの人権擁護のチェックリストを用いた確認を行い、施設長の心得や職員の心得を明示して理解を高め、養育支援の実践に活かしている。施設長のリーダーシップのもと、保育士、児童指導員以外の職種や非常勤職員をも含む全ての職員が日常的に自己点検に努めることを心がけている。不適切な対応があった場合は施設長へ迅速に報告するよう随時確認している。また入所児童や保護者から苦情があった場合、家庭支援専門相談員を受付責任者とし、解決責任者を施設長と定め、対処方法を検討して組織的に対応することになっている。結果は入所児童と保護者に適切な伝えることになっている。不適切な対応の事案があった場合の対応をマニュアルに定め、第三者委員や児童相談所を経由して訴えが提出された場合も、当該職員の聴き取りや注意喚起を行い、関係機関と連携して対応を行うことなどが定められている。入所の中高中生にはプライベートな空間として個室を確保できるように配慮している。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

①	30	子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
---	----	--	---

【コメント】

法人のホームページには、子供の町の組織概要や施設の紹介としてイラストの案内図・子供の町クリニックなどとともに、施設までの交通アクセスがわかりやすく掲載されている。入所対応マニュアルを作成し、入所予定の保護者や児童の通学する学校に対しても施設の内容について説明をしている。施設紹介のパンフレットは新しく見直し、寮舎とユニットのことや子どもたちの生活・1日の過ごし方とともに職員の声を掲載して作成している。見学者や学校には、パンフレットや施設概要を渡し、丁寧に説明をしている。入園予定の子どもや保護者が来るなどのケースもあり、施設の内容の情報を提供している。

②	31	養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
---	----	---------------------------------------	---

【コメント】

入所にあたっては、児童相談所と連携をしながら、子どもや保護者の自己決定を大事に対応している。入所時には担当職員が、児童相談所に行き子どもと面談をしている。ケースによってはパンフレットを持参して説明をしている。保護者に対しては施設概要で説明を行い、新規入所を受け入れる際の対応のチェック表があり、それに基づいて関係書類を確認したり、私物として預かるものについては、保護者から預かり書の提出をしてもらっている。また予防接種の取り扱いの承諾や個人情報の使用同意書の提出をお願いしている。子どもに対しては、施設で生活することになった皆さんへの小学生向けと中高生向けに分けた文章で、施設にいる全部の人数や寮の職員が困った時には相談にのることなどを伝え、施設から飛び出さない事・けんかをして叩かないことや乱暴な言葉を使わない事・人の物を勝手に取らない事などの3つの約束のお願いの説明をしている。子どもに、怪我や事故があった場合には、保護者・児童相談所・県の担当課に報告をしている。

③	32	養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
---	----	---	---

【コメント】

入所後の措置変更などは、児童相談所と相談し連携しながら行うようにしている。退所後のアフターケアの計画はないが、家庭支援専門相談員が連絡を取るなどして対応をしている。高校生になると空いている部屋を活用して生活の自立に向けた練習をしている。また、家庭への引き取りの前には、宿泊はできないが、親子で食事を作って過ごすなどの経験ができるようにしている。進学に対しては、本人の意思があれば進学できるように、子供の町奨学金制度で学費援助をしている。今後は自立支援担当が、リービングケア(退所準備ケア)を担うことができるようになるというと考えている。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。

第三者
評価結果

①	33	子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
---	----	----------------------------------	---

【コメント】

第三者評価を定期的を受審することで子どもたちの意見や希望などを把握し、調査結果を職員間で共有することで養育・支援の改善につなげている。子どもに対しては、年代に応じてわかりやすい言葉で記した説明文書の中で、嫌なことや困ったことがあった場合は、職員の誰にでも相談できることを伝えて入所の際に説明・周知している。自立支援計画の策定に際して中高中生は1対1の施設長面談を行い、臨床心理士や家庭支援専門相談員などによる面談も必要に応じて実施し、子どもの意向を聞き取り施設生活の改善に資している。食事については希望献立を取り入れたり、一人一人の嗜好調査を行うなどして反映している。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
---	-------------------------------	---

【コメント】

「苦情申し出窓口の設置について」の書面を整え、制度に沿って対応することを入所の際に子どもと保護者に周知している。苦情があった場合の受付責任者は家庭支援専門相談員、解決責任者は施設長と定められており、苦情を受け付けた場合は解決責任者と第三者委員へ報告している。苦情解決へ向け話し合いを基本として解決に努めること、法人内で解決できない場合は県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会への申し出が可能であることが定められている。苦情内容や経過については、「苦情受付・解決等の状況報告書」に受付時期・申し出者、内容・対応などを記載し、受付担当者が記録をファイルし管理している。定期的に開催される第三者委員会で報告し、対応に関する助言や改善点を議論するとともに次年度の事業計画書へも掲載して今後の運営改善へつなげている。保護者に対しては経過や改善策を報告した上で、必要に応じて面談を行い説明をすることになっている。

②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
---	---------------------------------------	---

【コメント】

年代に応じてわかりやすい言葉で表現した説明文書の中で、嫌なことや困ったことがあった場合は職員の誰にでも相談できることを明示して入所時に伝えている。意見箱の名称を子どもたちから募集して、直接言いにくい子どもの意見などの把握・対応にも努めている。子どもたちが生活する寮とは別の建物に相談室を設け、直接の相談があった場合は丁寧に対応して記録を作成し職員間で共有している。子ども会議などの開催や子どもの権利に関して学ぶことができる機会の設置など、子どもたちが主体となって施設の生活や安心などに関して話し合うことの大切さを実践する場の検討も期待したい。

③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
---	------------------------------------	---

【コメント】

施設内の意見箱への投函や子どもからの直接の申し出によって、意見や要望などが挙げられた際には課題解決責任者である施設長を中心に具体的な対応方法などを検討し、内容に応じて子どもたち全体に回答することになっている。苦情の内容などによっては第三者委員に相談し、意見など参考に解決に努めている。今後へ向けては、子どもが意見を出しやすい雰囲気づくりのためのさらなる工夫も大切であると認識しており、対応の進展に期待が持てる。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

第三者
評価結果

①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
---	---	---

【コメント】

学校・地域での事故への対応、所在不明への対応、園内における安全対策、交通事故への対応、災害避難などの項目を「危機管理マニュアル」に設け、事故発生時の対応、安全確保の対応、体制などを明示している。事故事案については事故報告書を作成、施設長へ報告するとともに児童相談所へも報告することを徹底しており、事故発生後には対応や再発防止に向けた対策を検討している。子どもたちの命を守ることに向け、救命講習を行い、新任職員は必須とし、その他の職員は2年に1回受講するようにしている。ヒヤリハット報告書には発生形態と場所、ヒヤリハットの種類、事故に至らなかった理由などを記載して、全職員に周知・共有し事故防止に役立っている。リスクマネジメント委員会が設置され、施設の様々なリスクへの対応を検討・対処を進めていことになっている。防犯カメラも設置され、不審者の侵入などに対応しており、中央広場の遊具について県の補助金を利用して修繕も行っている。

②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
---	---	---

【コメント】

感染症の項目を「危機管理マニュアル」に設け、感染症発生時の対応方針と体制などを明確にしている。職員へのさらなる周知へ向け、会議の際の説明を行い、マニュアルの活用方法の充実に努めている。感染者が発生した場合の寮毎の応援体制も決め研修にも参加させている。非常勤を含む全職員とボランティアが毎月検便を行い、感染症対応を徹底している。施設内にはクリニックがあり、医師・看護師が配置されていることから、感染時の受診や感染症予防へむけた相談、アドバイス、予防接種などを受けやすい体制がある。コロナ禍の折、施設内感染が発生した場合や感染が疑われる場合のマニュアルを作成し、対応に努めている。毎朝の検温、看護師・施設長の確認を行い、感染が疑われる場合には対象寮は外出禁止・寮閉鎖の措置を取っている。今後はさらなる職員への周知が考えられており、研修時などの活用方法の検討を行っている。

③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
---	-------------------------------------	---

【コメント】

「危機管理マニュアル」には災害避難の項目を設け、発災時の対応方針と体制、子どもの安否の確認と所在情報の把握などの方法が明示されている。担当者を定めて毎月避難訓練を行い、地震や火災などの条件を変えて訓練を実施し、消火訓練なども合わせて行っている。また、夜間の避難訓練も年1回するなど、緊急時への備えに配慮している。コロナ禍のため、消防署による指導を含む消火訓練は実施できていないが、収束後は継続して取り組みたいとしている。非常食の使用方法や炊き出しの実践を行うなど、事業継続に向けた取り組みも進めており、備蓄リストを準備し備蓄スペースも確保されている。事業継続に向けた職員体制や役割分担の検討、ライフライン・生活基盤の確保、食事への配慮などの具体的な取り組みを整理し、計画として取りまとめ、職員間で周知・共有して発災後の対応を具体的に進められたい。

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
----------------------------	-------------

①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
---	--	---

【コメント】

法人として職員倫理綱領を定めている。子どもの最善の利益や権利擁護・自立と自己決定・プライバシーの尊重と個人情報の保護のために、安心安全な「くらし」づくりに努めるとし、職員には懲戒権の乱用を禁止や自己研鑽の努力・地域との連携を取るなどの内容が文章化されている。研修は研修委員会が企画し実施し、職員は子どもへの暴力防止のための研修に参加したり、不適切なかかわりについての学びをする機会をもっている。また、人権擁護のためのチェックリストで、人権擁護・人権侵害の防止や性的虐待防止の点検項目に沿って、年4回記入して施設長に提出して自分の養育や支援での言動を振り返る機会にしている。養育や支援に対する実施方法のマニュアルがないので作成が課題と考えている。

②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
---	----------------------------------	---

【コメント】

マニュアルは使いづらかったら、その都度見直しをしている。子どもからの提案があれば運営会議で検討をしている。養育や支援の方法については、毎月1～2回開催される寮舎会議や心理との懇談で子どもの状況を把握して、検討をして必要に応じて見直しをしている。会議に、家庭支援専門相談員や里親支援相談員なども参加することによって、子ども自身の生い立ちの整理ができたり、家庭状況の把握もでき、養育や支援方法の見直しも進み、家族や里親も視野に入れた支援ができるようになってきている。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
---	-------------------------------------	---

【コメント】

自立支援計画は、子どもが生活する寮の担当職員が案を作成し、主任職による確認、施設長の最終承認をもって策定している。アセスメント情報の集約は寮職員の会議で行い、検討結果を計画書へ直接反映させている。情報集約の手順、検討時のポイントなど、現状として寮によって異なるアセスメント手法については、全体での標準化に向けて取り組みを進めている。計画票には、子ども自身、保護者等の家族、児童相談所や学校等の関係機関の意向を明記するとともに、子どもの自立に向けて寮職員が抽出した目標を明示している。その根拠となる専門職の意見や子どもの課題や問題点を明らかにして、目標達成に向けた具体的な取り組みを掲げている。支援困難ケースに対しては、担当する寮だけでなくベテランのリーダー職員がスーパーバイズを行うなど、施設全体で取り組む体制をもっている。

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
---	-----------------------------	---

【コメント】

年度末には、自立支援計画に基づいて取り組んだ支援の内容、子ども自身や周辺状況の変化等について振り返り、目標の達成状況について評価している。その中で、実施方法へ反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容、養育・支援の質向上に関わる課題などを明確にしている。ただし、計画の内容に対する子どもの同意を得るための手順、計画の見直しや意図的な周知に関する組織的な仕組みについて基準となる文書は確認できなかった。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
---	--	---

【コメント】

児童養護施設向けに開発された記録システムを導入している。子ども一人ひとりに関する情報は事業所内のネットワークにデータ化して集約を行い、関係する職員が状況に応じて必要な情報を閲覧・活用することができるようにしている。また、記録の意義や書き方の要点についてまとめた文書を用いて、職員会議で周知と指導を行った。情報共有を目的とした取り組みとして、毎日の朝礼や月ごとの職員会議、部門横断的に職員が参加する委員会活動を行っている。

②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
---	---------------------------	---

【コメント】

子どもに関する記録・情報の保管期間や場所、管理責任者を規定する文書を作成している。「個人情報保護に関する規程」では、対象となる書式を明確に一覧化して、取り扱う際の配慮や禁止事項を明記している。「危機管理マニュアル」においても、個人情報保護に対する職員の姿勢についても明記している。情報の不適切な利用や漏えいが発生した際の対応についても規程している。職員には、誓約を得た上で新任研修の中で個人情報保護に関する説明も行っている。子どもや保護者等には、施設・学校による写真の使用等に関する「個人情報使用同意書」を得る際に、個人情報の取り扱いについても説明している。

内容評価基準 (25項目)

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果
① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	c
【コメント】	
<p>子どもへの暴力防止（CAP）プログラムを、資格をもった職員が子どもと他の職員に対して提供している。子どもに対する不適切なかかわりや施設における虐待防止などをテーマに、子どもの権利についての研修を職員会議で年3回行っている。「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」で年4回の自己評価を行い、施設長に提出している。ヒヤリハットにおいても、職員による不適切なかかわりを対象として、早期発見につなげている。利用者調査では、子どもから職員の不適切な関わりへの言及が複数確認される。今後は、不適切なかかわりがなぜ発生したのか、どのような防止策が必要かの検討を行い、明確化するシステムづくりが期待される。思想信条や多様な性的自認等、子どもの尊厳を最大限に尊重して支援したいと考えている。</p>	
(2) 権利について理解を促す取組	
① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
【コメント】	
<p>子どもへの暴力防止（CAP）プログラムを、資格をもった職員が子どもと他の職員に対して提供している。プログラムは、子どもの発達段階や環境・ニーズ等によって5種類が用意されている。それぞれに応じたリーフレット等を活用して、子どもの理解へつながる取り組みをもっている。さらに、子どもに対する不適切なかかわりや施設における虐待防止などをテーマに、子どもの権利についての研修を職員会議で年3回行っている。「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」による年4回の自己評価も行き、結果については施設長が把握している。利用者調査では、子どもから職員の不適切な関わりへの言及が複数確認される。今後は、個々の職員が自身の対応や態度が子どもへどのように伝わっているのかを意識しながら養育・支援できる体制づくりが求められる。就学前から高校生相当の各年齢層や障害をもつ子どもと生活する中で、子ども同士がお互いに思いやる意識を習得できる機会をもっている。</p>	
(3) 生き立ちを振り返る取組	
① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	b
【コメント】	
<p>様々な生活場面やイベントにおける子どもの様子がわかるように、写真などで記録している。子どもが生活する寮の担当職員が、子どもと一緒に写真を整理するなどして個別にアルバムをつくっている。可能な限り、出生時の状況がわかる母子手帳も預かっている。子どもが自身の出生や生き立ち、家族の状況等を把握する事は、自立に向けて自己形成をはかる中で重要だと捉えている。子どもの知りたいという気持ちを尊重しつつ、児童相談所や施設の心理職等と連携しながら年齢や発達状況に応じた伝え方やタイミングを検討して行っている。</p>	
(4) 被措置児童等虐待の防止等	
① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
【コメント】	
<p>子どもに対する不適切なかかわりや施設における虐待防止などをテーマに、子どもの権利についての研修を職員会議で年3回行っている。「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」による年4回の自己評価も行き、結果については施設長が把握している。「体罰および不適切なかかわり防止規程」の中で、体罰および不適切なかかわりの具体的な定義、発生の防止や発生時の対応について定めている。子どもを利用者としたサービス全般に対する満足度調査の質問項目や集約結果については確認できなかった。利用者調査から、子どもの第三者委員に対する認知の低さがうかがえる。今後は、第三者委員が子どもと定期的に個別面談を行うなど、第三者委員が施設ではなく子どもの立場に立っている事を伝える取り組みが求められる。</p>	

(5) 子どもの意向や主体性への配慮	
① A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	b
【コメント】 施設としては、可能な限り一律的な生活ルールをつくりたくないと考えている。子ども一人ひとりがそれぞれの必要に応じて生活のスタイルを考え、その上で他の生活をともにする人たちと協議して、主体的に生活ルールを共有しようとしている様子がうかがえる。しかしながら、子どもと話し合っただけでルールを決めている様子もうかがえれば、職員主導でルールを決めて子どもからの理解が得られていない状況もうかがえる。今後は、すべての子どもに対して主体性に沿った生活づくりを保障する取り組みへの徹底が求められる。	
(6) 支援の継続性とアフターケア	
① A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	b
【コメント】 乳児院や一時保護所等、他の施設から入所する子どもについては、担当予定の寮舎職員が事前に何度か訪問して関係づくりを行った上で迎えている。訪問の際には、入所後の生活をイメージできるように具体的な情報を伝えているほか、入所に対する子ども自身の理解や思いも確認して、その内容を記録する書式も持っている。入所した子どもには、初日からこまめに表情や行動などから新たな生活への不安やストレスを捉え、安心につながるかわりを模索しながら対応している様子が個別の記録で確認できる。同様に、子どもが入所前に持っていた人間関係等を踏まえた対応も確認できた。家庭への復帰を目標とする子どもには、家庭支援専門相談員や心理職が定期的に面談を行うなど、子どもの意向や不安に寄り添いながら対応している。施設からの措置変更については、対象となる子ども自身の最善の利益に基づいて判断したいと考えている。	
② A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
【コメント】 大学や専門学校等への進学や就職により施設を退所して社会へ自立する子どもに対しては、事前に「自活部屋」で独り暮らしを部分的に体験できる機会を提供している。体験した際には、食器洗いやごみ捨て、室内やトイレの清掃など様々な項目について職員と振り返り、所定の書式に記録している。「自活部屋」には、火を使った炊事や入浴、寝泊まりができない等の限界がある。子どもの希望に応じて、外部支援団体が行う様々なリービング支援（独り暮らしや就労体験等）に参加できる機会を提供している。社会へ自立する子どもには、リクエストに応じて好きな献立のレシピを渡している。退所する子ども一人ひとりに予想される課題に基づくアフターケア計画は作成していないが、児童相談所や退所後に関わる就労先・居住先等の関係機関と連携しながら準備を行っている。アフターケアについての規程は確認できないが、実際の取り組みは対応する寮ごとの判断や、退所者本人あるいは関係機関からの相談に基づいて対応している様子がうかがえる。	

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
① A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b	
【コメント】 養育や支援に当たっては、子どもの入所までの成育歴を把握し、施設で起きた子どもの問題行動の事象だけで判断することのないように、子どもの成育の背景を考え、その時の子どもの立場に立って検討をする様にしている。月1回行われるケース会議では、暴力行為や寮の中での問題などをグループに分かれて、担当の職員や心理職とともに、児童精神科医を交えて検討をするなど、多角的な対策を考えている。個別に診察を受けているような場合には、子どもの話を聞きながら、児童相談所も参加して検討をすることもある。利用者調査の結果から、子どもたちが安心して暮らしたり、職員から大切にされていると感じることができるように、さらなる関係の構築に期待したい。		
② A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b	
【コメント】 生活の決まりでは、安全に安心して暮らすために必要な仕組みを伝え、可能な限り個別の状況に応じて対応できるようにしている。例えば、職員と一緒に菓子作りをしたり、誕生日の日に外出をするなど個別の要求に対応している。子どもの意見や要求は面談で聞き、集団の中での改善が難しいようなときには、運営会議に投げかけるなどして、子どもの気持ちに納得感が得られるように対応している。個別の買い物での外出や通院などで1対1になる機会を大事にして、子どもとの信頼関係が深まるようにしている。		

③ A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。

b

【コメント】

施設の中では時間的な規制はあるが、目的がはっきりしている場合には柔軟に対応している。行動が危険な状態や他者への迷惑が生じる場合以外は、子どもの発達段階に応じて話し合ったり、失敗体験は必要と考えているのでリスクに対する対応を考え、見守るようして支援している。寮内で行動に制限を加えるような場合には、子ども自身に考えるように促したり、心理士や家庭支援専門相談員などの複数の職員で判断をすることもある。特別支援の必要な子に対してはアルバイト職員を配置するなど、子どもに十分な援助ができるように配慮している。

④ A11 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。

b

【コメント】

未就園児1名以外は、施設外の幼稚園に通園している。敷地内には、バスケットボールやサッカーができるスペースが確保され体を動かして遊ぶことができるようになっている。また、すべり台や砂場などのスペースもあり、これらの場所での時間の区切りはないが、遊ぶ時のルールを代表者を決めて話し合い、幼稚園児の遊ぶ時間を作ろうと考えたり、一緒に遊ぶ方法を考えるなど気を使う姿が見られている。施設内には図書室があり、土日や夏休み中など開館日や時期を決めているが、日常的に活用できる方法の検討が必要と思われる。新設されたどんぐり棟の壁にボルダリングが設置され、経験者の職員が、クラブを作り会員証を発行するなど工夫して、時間を作って使い方などのルールを説明し指導している。コロナ禍で、遊びボランティアの大学サークルとの交流も中止になっているので、今後は、ネットワークを活用して、遊びや学習の可能性を探っていきたいと考えている。

⑤ A12 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。

b

【コメント】

子どもが社会生活を営む上で必要な技術を身につけるようにするために、希望を入れた支援計画を考えてはいるが、コロナ禍で希望に添えていない状況もあり、改めて何をしたいのかの希望を聞いている。地域の方との触れ合いでは、そば打ち体験や果物の収穫をしたり、魚釣りをして食べたり、ピザづくりや手芸体験など様々な経験ができる機会を大事にしている。支援が必要な子に対しては、アルバイト先を紹介し、自分で履歴書を書く経験をしている。高校生には学校の帰りや土日・夏休みなどにアルバイトを経験できるようにして、働くことの大変さや自分の健康に対して自己管理できるようにしたり、仕事の内容に対する知識や技術を学び、将来の職業選択の材料になったり、金銭感覚も身につくことができるように支援をしている。

(2) 食生活

① A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。

a

【コメント】

献立は栄養士が作成し、希望献立は子どもたちが作成するなどの工夫をしている。子どもたちへの嗜好調査も年1回実施し、希望を取り入れるなどして献立に反映させている。年4回実施している寮舎ごとの寮調理では、子どもたちの希望献立を取り入れ、栄養士や給食調理員が寮舎に来て調理の仕方を学ぶなど、調理技術の体験の機会になっている。クラブ活動やアルバイトで帰寮が遅くなった子には、コンロやレンジで温め直して食べることができるように配慮している。また、寮舎の女子からの声で始まった、給食調理員が子どもたちを給食室に招いて一緒に食べる経験は、環境の違うところで食べることへの新鮮さや材料の扱い方や調理に使う道具の説明などとともに、調理をする場を見るのが子どもたちが食への関心を深める機会になっていることが感想文から読み取れる。食物アレルギー児に対しては、入所時に把握し、クリニックから食事箋を出してもらい、定期的にアレルギー検査をして対応をしている。卒園生の自炊の手助けや人気献立を選んで、調理のコツやひと手間の提案ができるように、献立レシピ本の作成を給食室や子どもから代表を出し考え、配布できるように取り組んでいる。

(3) 衣生活

① A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

b

【コメント】

衣類に関しては、衣類委員会が年間予算や購入計画などの表を作成しわかりやすくしている。学校で必要な制服・ワイシャツ・体操着・水着類は子どもの成長を見ながら必要に応じて購入している。日常の洋服に関しては、衣類委員会が定期的に予算を立てて購入をしているが、子どもたちの好みを尊重して、小さい年齢の子は職員と一緒に買い物に行ったり、中高生は、友だちと一緒に購入して自己表現ができるようにしている。また、季節に応じた衣類の管理ができるように、職員と一緒に衣替えをするなどの支援をしている。寝具類も年1回寝具の汚れやおねしょなどもあるので、衣類委員会が確認をして取り換えをするなどして、清潔に過ごせるようにしている。

(4) 住生活

① A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	b
--	---

【コメント】

各寮の周りには分担して花を植えたりする場所が確保され、季節に応じた居心地のいい環境が作られている。寮内のリビングなど、みんなが集まる場所は、簡潔に整えられた空間になっている。中高生には個室があり、プライベートが確保できるように配慮されている。子どもの個室は各自が整理整頓をすることになっているので、頑張っていることを認めるために手作りの表彰状を渡すなど工夫して、きれいにすることの大切さや維持ができるように励ますようにしている。利用者調査結果でもお部屋が綺麗と褒められたという声が聞かれている。衛生委員会が設置され、年2回各寮舎を巡回して、チェックリストに沿って、玄関・電気・エアコン・転倒防止・個室などを点検して環境を整えると同時に、修繕箇所の発見や早期修理につなげている。

(5) 健康と安全

① A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
---	---

【コメント】

子どもの定期健診は内科や耳鼻科は年2回、歯科検診は年1回実施して、日常的な健康状態を把握できるようにしている。施設内にはクリニックが常設され、クリニックマニュアルを新たに作成をしている。クリニックによる、内科・皮膚科・耳鼻科・児童精神科などの嘱託医による診察や、医師や看護師から指導や医療的な対応が受けられるようになっている。診療時間は、原則15時30分から20時までの時間を基本として開業している。受診や与薬が必要な場合には、毎日クリニックに立ち寄り確認をして、初診や再診申し込みの用紙で受診につなげてたり、必要な場合には投薬伝票で薬の確認ができるようにするなど、書面で確認をして間違いがないように細心の注意を払っている。服薬が必要な子は、各寮に1~2名いるので、薬を飲んだかを見届けるようにして、個別の子どもの状態を把握できるようにしている。外部通院が必要な場合には医療機関と連携して受診ができるようにしている。新型コロナウイルスの感染防止については、職員会議で常に議題にあげ、感染拡大の防止を徹底し、子どもの健康の維持ができるようにしている。また感染症について、オンラインでクリニックの医師からの講義を受けるなど、知識を深める機会をもっている。発熱や体調不良な子どもがいた場合には、静養者観察記録に体温や服用薬、症状や食事摂取量などを記録している。

(6) 性に関する教育

① A17 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
---	---

【コメント】

各寮から性教育委員を選出して、毎月1回、生活の中で起こる性の問題を予防や事後対応とともに、生きることに繋がる生と性教育の土台を作ることを目的に委員会を開催している。「町っこ新聞」年4回を発行して、プライベートゾーンの話をも3~4回に分けて掲載している。中高校生向けに助産師から、性の悩みなどをお茶を飲みながら話す機会を男女別にもち、生きることにもつながるように特に卒業前には自立に向けた働きかけができるようにしている。職員も助産師からの指導を受け、正しい知識を得る機会をもち、特に入浴介助について確認をするなどして援助できるようにしている。また、個別に対応が必要な場合の知識を学ぶ必要性を感じている。外部の研修には、年2回は積極的に参加できるようにして、会議の中で報告をしてもらっている。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

① A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
--	---

【コメント】

子どもへの支援として、暴力防止のプログラムの実施とセカンドステップの指導に取り組んでいる。暴力防止のプログラムでは新人職員・小学1年生と担当職員を対象に実施している。職員向けには、子どもの人権についての理解や話の聞き方や暴力を受けた子のサインの気づきなどを学び受講後にアンケートをとっている。1年生の子どもや担当職員向けには、3日間をかけた権利について・安全な距離について・嫌な触り方をされたらなどを、ロールプレイを交えながら学ぶ機会をもっている。また、セカンドステップでは6名の児童に対して、お互いの理解から始まり、衝動のコントロールと問題解決を学び、自分の怒りの扱いについてなど、17回のレッスンを行うなど学びの機会をもち、実施後には反省会を開いたり、児童精神科医との学習やケース会議を開催して、具体的な対応を検討している状況にある。対応が困難な場合には、児童相談所も含め関係機関に協力を依頼するケースもある。子どもの行動に対しては、問題行動ばかりを見るのではなく、子どもの生育の背景や要因を分析するなどして、自己肯定感の低い子が多いので、寄り添い受けとめることを前提に、きめ細かい対応ができるようにしている。

②	A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
---	--	---

【コメント】

施設の構成を男女別にしたり、児童間の関係に留意して縦割りの家族に近い構成にするなどの配慮をして、安心して過ごせる環境になるようにしている。子ども間で起こる差別や暴力的な言動に対しては、把握した職員が施設長に報告をすることになっている。問題が生じた時には、施設長や心理職が状況を把握して、全職員で適切な対応を考えるようにして、加害者も被害者も双方の子どもに対して支援ができるようにしている。夜間で職員が少ない時間帯については、シフトのリーダーを決め、相談ができる体制を組み、管理職や職員に連絡をして、来られる人が駆けつけ対応に当たるようにしている。暴力やいじめに対しては早期発見・早期解決が大事だと考え、小さいうちに問題の解決ができるように対応をしている。そのために暴力防止のプログラムやセカンドステップの取り組みが大事だと認識し、学んだスキルを各寮で活かせるように、更に職員に浸透できるようにしたいと考えている。

(8) 心理的ケア

①	A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
---	-----------------------------------	---

【コメント】

施設では常勤の心理職を採用して、心理治療などのケアを心理治療室で週5日提供できる体制をもっている。各寮3か月ごとに「心理懇談」を開催して、心理職が養育・支援におけるアドバイスを提供している。心理職には、外部専門家によるスーパービジョンを受ける機会を提供している。併設のクリニックには小児精神科医が月2回来所しており、必要に応じて相談や診察を受ける事ができる機会を持っている。事業計画等で、子どもへの心理的ケアや職員のメンタルヘルスケアに取り組む必要性を認識している。ただし、自立支援計画に心理職の意見はあるものの、心理ケアの実施に関する明確な位置づけはうかがえなかった。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

①	A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
---	-----------------------------------	---

【コメント】

各寮とも中学生以上には個室を提供しており、学習に集中できる環境をもっている。日常的な学校との連携は、子どもが生活する寮の担当職員が対応している。必要に応じて学校の担当者と児童相談所や施設の心理職を交えたカンファレンスも開催している。小・中学校とは、学期ごとに施設長と学校連絡係の職員が連絡会を開催している。子ども一人ひとりの学習面、生活面などについて情報共有を行い、個別の連携につなげている。障害にある子どもには、一人ひとりが安心して通えるように学校と協議しながら支援級・通級・特別支援学校等を選択している。中学生のほとんどが学習塾を利用しているほか、個別の状況や希望に応じて学習ボランティアも活用するなど、基礎学力の不安解消や進学に向けた学習支援を提供している。

②	A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
---	--------------------------------------	---

【コメント】

大学等へ進学する子どもには、学費や生活費を援助する外部の奨学金制度、法人独自の「子供の町奨学基金」、子供の町後援会による「奨学・自立支援資金」の利用につなげている。子どもの状況に応じて措置延長も行い、大学等へ進学する子どもが社会へ自立できるようになるまでの生活を支援している。進路選択に当たり子どもが自己決定ができるように、必要な資料を提供して話し合っている。自立支援計画では、進路に関して子ども自身はもとより、保護者や学校、児童相談所の意見も記載している。個別の記録から、状況に応じた進路決定後のフォローアップ等の様子を確認できた。中退や不登校となった子どもについても、個別の状況に応じて支援している様子がうかがえた。

③	A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
---	--	---

【コメント】

アルバイトを金銭感覚の習得以外にも社会体験・就業体験の機会であると位置づけて推奨しており、施設としての職場実習や体験機会の提供は行っていない。自動車運転免許等の資格取得についても、就職などの必要に応じて対応している。その際の費用には公的支援や子供の町後援会の助成金を利用するなど、子どもの自己負担軽減にも取り組んでいる。アルバイトを通して社会の仕組みやルール、社会人としての意識について話し合っている状況について具体的に確認する事はできなかった。同様に、子どもの金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援等に取り組んでいる状況についても確認できなかった。今後は、外部の支援団体が行う社会的自立を育むプログラムへの参加機会を子どもに提供するなど、さらなる取り組みが期待される。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

①	A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
---	---	---

【コメント】

家庭支援専門相談員（FSW）は、児童相談所と連携しながら子どもの家族との関係づくりや調整を行っている。入所之际は、状況やタイミングを考えながら家族へ施設の相談窓口や支援方針に関する説明を行い、ともに子どもの成長を考える事のできる信頼関係を構築したいと伝えている。子どもが家族と面会・外出・外泊した際には、個別の記録にその内容や子どもと家族双方の様子を記録している。子どもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報は、個々の事情や必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を呼びかけている。

(11) 親子関係の再構築支援

①	A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
---	--------------------------------------	---

【コメント】

自立支援計画票には、家族との関係のもち方やつくり方、家庭復帰への見立てなど、家庭支援専門相談員（FSW）による意見が明記されている。FSWは、必要に応じて児童相談所の家庭訪問や家族との面談に同行・同席した際には、子どもの状況や家族に対する思い等を踏まえて対応している。家族関係や家庭の再構築をはかる支援方針の明確化には、FSWを中心に職員全体で取り組んでいる。子どもと家族との関係の継続や修復、家庭の養育力向上に向けて安全を確保しながら面会・外出・外泊や家庭訪問等に取り組んでいる。